

2025年 3月吉日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

手形・小切手につきましては、政府より公表された『成長戦略実行計画』に「2026年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれており、全国銀行協会においては「電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

これにより、当金庫では手形・小切手の全面的な電子化に向けての取り組みを下記のとおり実施いたしますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

2025年4月1日（火）より当座預金の新規口座開設を停止します。

既に口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止

2025年4月1日（火）より受付を停止します。

2025年4月1日（火）より2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）については、代金取立の受付を停止いたします。

尚、2025年4月1日（火）より、2027年4月以降を期日とする手形等をお受け取りの際は、支払呈示期間中にお取引店の口座へご入金下さい。

3. 代替サービスのご案内

手形・小切手を電子化することで、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代、用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。

「あおしんインターネットバンキング」による振込や「あおしんでんさいネットサービス」など、電子的決済手段のご活用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

詳しくは、お近くの本支店窓口にてご確認ください。



青梅信用金庫

2026年の手形の 利用廃止

小切手の全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに!

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス^(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう!

ポイント ①

政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

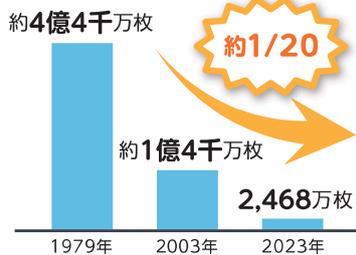


※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント ②

手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



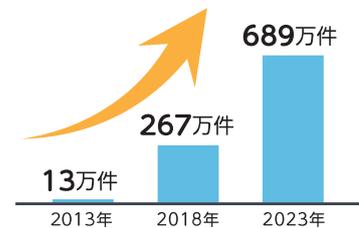
※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント ③

電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振込に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より

金融庁
Financial Services Agency

中小企業庁

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION
全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

Shinkumi Bank

信用組合
しんくみ